

4 介護報酬の算定上の留意点について

高崎市 福祉部介護保険課

1

目次

I 基本報酬

- (1) 30日を超える連続利用について・・・p.3
- (2) 利用日数の目安について・・・p.4

II 介護保険負担限度額認定

- (1) 制度について・・・p.5
- (2) 対象要件について・・・p.5-8
- (3) 申請について・・・p.9-11
- (4) 外泊時の補足給付について・・・p.12
- (5) 境界層対象者について・・・p.12
- (6) 利用者負担段階や有効期間の変更について・・・p.13

2

I 基本報酬

(1) 30日を超える連続利用について

- 短期入所療養介護は連続利用日数が30日まで介護保険適用となり、31日目は保険適用外となる。

【Q&A】

- Q1 2つの要介護認定期間をまたがる短期入所で、連続利用日数が30日を超えた場合は報酬算定が可能か。
- A1 算定不可。
- Q2 同一サービス事業所から退所した翌日入所した場合、算定日は連続しているが、連続入所とみなさないか。
- A2 連続入所とみなす。
- Q3 短期入所中に、保険者が変わった場合で、その前後にまたがる短期入所の連続利用が30日を超えた場合は報酬算定可能か。
- A3 算定不可。(ただし月途中で保険者が変わった場合、介護給付費明細書は2件提出)

I 基本報酬

(2) 利用日数の目安について

- 短期入所療養介護は、療養生活の質の向上を図り、在宅生活を維持するという観点から、「要介護認定などの有効期間全体のおおむね半数」を超えないように利用する。
 - 利用者に諸事情があり、「要介護認定などの有効期間全体のおおむね半数」を超えて利用する場合には、「短期入所サービスにかかる協議書」を市に提出する必要がある。
 - 「短期入所サービスにかかる協議書」について
 - ・高崎市介護保険課HPの「申請書ダウンロード一覧」からダウンロード可能
 - ・認定期間の半数を超える前月中に、介護保険課または各支所市民福祉課に提出
 - ・提出時に必要な資料
 - ①短期入所サービスにかかる協議書
 - ②居宅介護サービス計画書(第1表から第4表、第6表、第7表)
- 短期入所サービスを必要とする理由や、施設申込み状況を確認し、保険給付を認めるか審査する。

Ⅱ 介護保険負担限度額認定

(1) 制度について

施設サービス（※1）・短期入所サービス（※2）を利用した時の、食費・居住費（滞在費）の補足給付

※1 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※2 介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護

(2) 対象要件について

①世帯の市町村民税が非課税

②所得等に応じた預貯金などの額の要件を満たしている
→次ページに詳細掲載

5

Ⅱ 介護保険負担限度額認定

(2) 対象要件について（続き）

利用者負担	所得等の要件			預貯金等の額の上限（※2）	
				単身	夫婦
第1段階	生活保護受給者			要件なし	
	世帯（※1）全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者			1,000万円以下	2,000万円以下
第2段階	世帯（※1）全員が市町村民税非課税	本人の「年金収入額＋その他の合計所得金額」が	80万円以下	650万円以下	1,650万円以下
第3段階①			80万円超120万円以下	550万円以下	1,550万円以下
第3段階②			120万円超	500万円以下	1,500万円以下

※1 世帯分離をしている配偶者（事実婚も含む）を含む

※2 第2段階・第3段階①・第3段階②に該当する所得等の要件を満たす第2号被保険者の場合は、単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下

6

Ⅱ 介護保険負担限度額認定

(2) 対象要件について（続き）

【Q&A】

Q1 利用者が老齢福祉年金受給者かもしれません。この場合は、第1段階ですか？

A1 老齢福祉年金は、明治44年4月1日以前に生まれた人、または明治44年4月2日から大正5年4月1日までに生まれた人で、受給要件を満たした人が受給する年金です。
対象者が高齢で限られているため、一般的には第1段階は生活保護受給者がほとんどだと思います。

Q2 本人は年金のみの収入です。この場合は市町村民税が非課税世帯ですか？

A2 年金のみでも、金額によっては市町村民税が課税となります。

Q3 本人（単身、市町村民税が非課税）が働いている子（市町村民税が課税）と同居しています。対象になりませんか？

A3 本人と子が同じ住所でも、世帯を別にしてしている場合があります。その場合、負担限度額認定の対象になる可能性があります。

Ⅱ 介護保険負担限度額認定

(2) 対象要件について（続き）

●市町村民税課税層における食費・居住費の特例措置について（参考）

本人または世帯員が市町村民税を課税されているときは、利用者負担段階が第4段階になり、対象外となるが、特例措置がある。特例措置の対象になれば、第3段階②が適用される。
ただし、特例措置の対象要件が厳しいため、高崎市においては近年対象になった人はいない。

●対象要件（以下の①～⑥を全て満たす）

①その属する世帯の構成員の数が2以上

（施設入所により世帯が分かれた場合は、なお同一世帯とみなす）

②介護保険施設（および地域密着型介護老人福祉施設）に入院・入所し、利用者負担段階第4段階の食費・居住費を負担 ※短期入所サービスには適用されない

③世帯の年間収入から施設の利用者負担（定率負担、食費、居住費）の見込額を除いた額が80万円以下

④世帯の現金、預貯金等の額が450万円以下（有価証券、債券等も含む）

⑤世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用しうる資産を有していない

⑥介護保険料を滞納していない

Ⅱ 介護保険負担限度額認定

(3) 申請について

①申請場所

介護保険課／各支所市民福祉課

②申請方法

窓口／郵送

③認定証の有効開始年月日、終了年月日

申請した月の1日から次の7月31日まで

※生活保護受給者・境界層対象者は、生活保護受給開始月・境界層対象認定月の1日まで有効開始年月日の遡りが可能

④申請に必要なもの

- ・介護保険負担限度額認定申請書／同意書（申請書裏面）
- ・対象者と配偶者の預貯金・有価証券などの資産額が確認できるものの写し
→次ページに詳細掲載
- ・書類提出者（窓口に来られた人）の本人確認書類（個人番号カードや運転免許証等）

Ⅱ 介護保険負担限度額認定

(3) 申請について（続き）

預貯金・有価証券などの資産額が確認できるものの写し

預貯金など	申請に必要な書類
現金	申請書に金額の記入が必要。現金に関する書類などは不要。
預貯金（普通・定期） ※最後に記帳してから2か月以内のものが望ましい	①銀行名・支店・口座番号・名義がわかる部分 （通帳の表紙をめくった見開きのページ等） ②最終残高のわかるページ ※インターネットバンキングであれば口座残高のページの写し
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写しなど
金・銀（積立購入を含む）など、 購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行の口座などの口座残高の写しなど
投資信託	銀行、投資信託、証券会社などの口座残高の写しなど
負債	残高証明書などの写し ※預貯金額が世帯状況に応じた上限額を超えない場合は提出不要です

Ⅱ 介護保険負担限度額認定

(3) 申請について（続き）

高崎市HPに「介護保険利用者負担限度額認定」の説明や、申請書ダウンロード（「介護保険負担限度額認定申請書」）ができるので、ご利用ください。



11

Ⅱ 介護保険負担限度額認定

(4) 外泊時の補足給付について

外泊の期間中にその利用者のために居室が確保されている場合は、契約に応じて居住費負担の対象とすることができる。

ただし、補足給付の支給は、介護報酬の外泊時費用の対象期間（6日間）に限定される。

(5) 境界層対象者について

本来適用すべき食費・居住費（滞在費）の基準を適用すれば生活保護が必要になるが、より負担の低い段階基準を適用すれば生活保護が必要でなくなる人のこと。

社会福祉課で申請し、認定される。なお、基本的には7月31日までの有効期限のため、8月1日以降の境界層の認定に関しては、再度社会福祉課に申請が必要となる。

負担限度額認定については、境界層である証明書と負担限度額認定申請書類を介護保険課または各支所市民福祉課に提出することで、認定証の発券がされる。

（適用例）

本来：第3段階②

境界層適用後：食費 第2段階、居住費（滞在費）第1段階

12

Ⅱ 介護保険負担限度額認定

(6) 利用者負担段階や有効期間の変更について

発券した負担限度額認定証の利用者負担段階が変更になったり、有効期間が変更になったりすることがある。

その場合、市から本人および介護サービス事業者（ケアマネジャーや施設職員など）に連絡し、認定証の差し替えや通知の送付を行ったり、遡りに変更になった等の場合、必要に応じて事業者に過誤および正しい負担段階で再請求を依頼する。

(例)

- 市が金融機関照会を行い、本人の利用者負担段階に応じた預貯金の総額を超えていることが確認できた場合
- 修正申告による所得の変更や課税状況の変更が生じた場合
- 生活保護受給が開始、または廃止になった場合
- 転居などで世帯の課税状況に変更が生じた場合